減価償却資産の種類	対象となるものの用途又は細目
機械及び装置	自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有する次のいずれかに該当するものとして経済産業大臣が定めるもの。 一　自家発電設備、浄水装置、揚水ポンプその他の自然災害に起因する電気、ガス又は水道水の供給の停止の影響の軽減に資する機能を有するもの 二　排水ポンプその他の自然災害に起因する浸水の影響の軽減に資する機能を有するもの 三　制震装置、免震装置その他の自然災害に起因する設備の転倒又は損壊の影響の軽減に資する機能を有するもの
器具及び備品	全ての設備
建物附属設備	電気設備（照明設備を含む。）
	給排水又は衛生設備及びガス設備
	消火、排煙又は災害報知設備及び格納式避難設備
	可動間仕切り
	自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有する次のいずれかに該当するものとして経済産業大臣が定めるもの。 一　制震装置、免震装置その他の自然災害に起因する設備の転倒又は損壊の影響の軽減に資する機能を有するもの 二　防水シャッターその他の自然災害に起因する浸水の影響の軽減に資する機能を有するもの 三　防火シャッターその他の自然災害に起因する発火の影響の軽減に資する機能を有するもの

［新設］

（事業継続力強化計画の変更に係る認定の申請）

第二十四条　法第五十一条第一項の規定により事業継続力強化計画の変更に係る認定を受けようとする中小企業者は、様式第二十一による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2　前項の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

一　当該事業継続力強化計画に従って行われる事業継続力強化の実施状況を記載した書類

二　第二十二条第二項の規定により添付した書類に変更があった場合には、その変更後の書類

3　第一項の申請書には、経済産業大臣が同項の認定を行うに当たって参考となる、事業継続力強化に係る事項を記載した書類を添付することができる。

（連携事業継続力強化計画の認定の申請）

第二十五条　法第五十二条第一項の規定により連携事業継続力強化計画に係る認定を受けようとする中小企業者は、様式第二十二による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2　前項の申請書には、連携事業継続力強化を行う大企業者がある場合は、当該大企業者の当該連携事業継続力強化計画に関する同意書の写しを添付しなければならない。

［新設］